

◎佐賀県条例第29号

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険財政安定化基金条例（平成12年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(拋出率)</p> <p>第2条 政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>10万分の42</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (償還の特例等)</p> <p>2・3 略</p>	<p>(拋出率)</p> <p>第2条 政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>10万分の36</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (償還の特例等)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>政令附則第2条の2第1項の規定により償還期限が延長された保険者に対する第9条及び第10条の規定の適用については、第9条第1項中「3で」とあるのは「6で」と、「次の計画期間」とあるのは「次の2計画期間」と、同条第3項中「第7条第6項」とあるのは「附則第2条の2第1項」と、第10条第2項中「貸付けを受けた計画期間の次の計画期間の最終年度」とあるのは「令和11年度」とする。</u></p> <p>5 <u>政令附則第2条の2第2項の規定により償還期限が延長された保険者に対する第9条及び第10条の規定の適用については、第9条第1項中「3で」とあるのは「9で」と、「次の計画期間」とあるのは「次の3計画期間」と、同条第3項中「第7条第6項」とあるのは「附則第2条の2第2項」と、第10条第2項中「貸付けを受けた計画期間の次の計画期間の最終年度」とあるのは「令和14年度」とする。</u></p> <p>6 政令附則第2条の3第1項の規定により償還期限が延長された</p>

改正前	改正後
<p>4・5 略</p>	<p>保険者に対する第9条及び第10条の規定の適用については、第9条第1項中「3で」とあるのは「6で」と、「次の計画期間」とあるのは「次の2計画期間」と、同条第3項中「第7条第6項」とあるのは「附則第2条の3第1項」と、第10条第2項中「貸付けを受けた計画期間の次の計画期間の最終年度」とあるのは「令和14年度」とする。</p> <p>7 政令附則第2条の3第2項の規定により償還期限が延長された保険者に対する第9条及び第10条の規定の適用については、第9条第1項中「3で」とあるのは「9で」と、「次の計画期間」とあるのは「次の3計画期間」と、同条第3項中「第7条第6項」とあるのは「附則第2条の3第2項」と、第10条第2項中「貸付けを受けた計画期間の次の計画期間の最終年度」とあるのは「令和17年度」とする。</p> <p>8・9 略</p>

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。